

令和2年4月8日

新型コロナウイルス感染症対策に関する今後の対応について

射水市新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年4月7日に、政府が「緊急事態宣言」を発出したことを受け、4月8日に第9回射水市新型コロナウイルス対策本部会議を開催したところ、以下のとおり決定しました。

1 市長メッセージの全戸配布について

市民への新型コロナウイルス感染症予防啓発文書を全戸配布する。

2 市内小中学校の臨時休業について（報告）

【臨時休業期間】 令和2年4月13日（月）～令和2年4月24日（金）。